

令和5年度第1回関市国民健康保険運営協議会議事録

司会 保険年金課長

午後1時35分開会

- ・市民環境部長あいさつ
- ・会長、職務代理者選出
- ・会長挨拶
- ・議事

規定により会長が議長となり、議事進行する。

議長 議題第1号令和5年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）6月補正予算について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議題第1号令和5年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）6月補正予算について説明する。

歳入歳出それぞれ1,034万3千円の補正をするものです。

歳出について、総務費の施設管理費、役務費ですが、洞戸診療所と板取診療所の診療の効率化を図るための光ケーブル設置代でございます。同じく施設管理費の委託料ですが、洞戸診療所、板取診療所におきまして、常勤の医師が診察できない状態の時に代替りの医師をお願いして診療支援をしていただく代診医という制度に基づいた委託料でございます。続きまして、医業費の備品購入費ですが、板取診療所の歯科で今まで使っていた往診用の歯科ユニットがかなり古くなっておりまして今回更新させていただくものでございます。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。

2号委員 診療支援のための代診の委託料ということですが、こういった制度か教えていただけませんか。

事務局 代診の制度というのは、岐阜県庁の中に岐阜県へき地診療支援機構という組織がありまして、そちらの機構に申し込みますと、機構の方が登録している各病院や施設の先生をお願いをして支援をしていただけるというものです。それから、今回はもう1つ4月から武儀医師会の紹介で代診をお願いしたことがあります。

2 号 委 員	前からこういう制度でお願いしていたんですか。
事 務 局	毎年予算は組んでありまして、先生が病気になったり、身内のご不幸などで、急遽代診の先生をお願いしなくてはならない時のために予算は組んであります。
2 号 委 員	今回の退職の時もこの制度で動いたんですか。
事 務 局	はい、そうです。
市民健康課長	今回のこの補正額については、前年度末で医師の退職が急遽ありましたので組んであります。それ以前から診療医、常勤医師の休みですとか急遽の対応で機構にお願いできる制度は活用しているということで予算は毎年組んでおります。今回のこの6月補正の分につきましては年度末の急遽の退職に伴って費用が増額したので、その分を補正させていただきます。制度的には活用しておりました。
2 号 委 員	この制度を使っても間に合わない部分を医師会の方にお問い合わせがあったということでしょうか。
事 務 局	はい、そうです。
議 長	その他にご意見ご質問はございませんか。
	なければ、ただいまの補正予算についてはご了承いただいたということで、次の議題に移ります。
	続きまして、議題第2号令和5年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）10月補正予算について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議題第2号令和5年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）10月補正予算について説明する。
	歳入ですが、繰入金は基金繰入金でございまして、歳出で普通調整交付金の返還金を増額することに伴い増額、繰越金は額が確定したことにより増額するものです。
	歳出ですが、諸支出金が1,284万6千円の増で令和4年度普通調整交付金の精算返還金及び令和3年度事業費納付金（退職分）の精算金を増額するものです。
	歳入歳出それぞれ1,284万6千円増額し、予算総額を95億5,304万6

千円とするものです。

次に、国民健康保険基金についてですが、年度当初の基金残高は3億8,940万84円でございます。地方自治法233条の2の規定により決算剰余金の2分の1の451万4,879円を積み立てました。基金の繰り入れについては、当初予算で2,275万2,000円の取り崩しを見込んでおりましたが、10月補正で、833万3,000円を増額し、3,108万5千円を取り崩す見込みです。基金利子の積み立ては157万3千円見込んでおまして、年度末の基金残高は3億6,440万2,963円の見込みとなっております。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、ただいまの議題についてはご承認いただいたということで、次の議題に移ります。

続きまして、議題第3号令和5年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）10月補正予算について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議題第3号令和5年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）10月補正予算について説明する。

歳入について、歳出の委託料の財源変更になります。

財源については、繰越金の43万3千円を繰入金へ変更するというものです。

議長 金額は変わらず財源変更だけということですか。

事務局 はい、そうです。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

ご意見がないようですので、ただいまの議題についてはご承認いただいたということで、次の議題に移ります。

続きまして、議題第4号令和4年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議題第4号令和4年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算報告について説明する。

国保加入状況について、令和5年3月末の加入世帯数は10,807世帯、

被保険者数は17,226人でした。令和4年度3月末と比較すると、世帯数は643世帯の減、被保険者数は1,355人の減となっております。

続きまして、決算収支の状況ですが、令和4年度 歳入90億6,027万2,226円、歳出90億5,124万2,469円、差し引き額902万9,757円のうち、451万4,879円を地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れ、残りは令和5年度へ繰り越しました。

増減率は、歳入マイナス1.4%、歳出マイナス0.2%です。

歳入について、主なものを説明させていただきます。

国民健康保険税については、被保険者は減少していますが、令和4年度に税率改正したことにより、約1億2千万円の増、増減率6.5%となっております。使用料及び手数料は督促手数料になりまして、7,692件となっております。県支出金は、前年度と比較して約2億1,544万円減少しておりますが、主に医療給付等に対して交付される普通調整交付金が約1億9,700万円の減少となっております。繰入金については、前年度と比較して約6,900万円減少しておりますが、これは前年度は基金の取り崩しをする必要がなく、基金繰入金が0円となったためでございます。

国庫支出金は、令和3年度までは災害等臨時特別補助金（新型コロナウイルス感染症に伴う減免分に対する補助金）がございましたが、令和4年度からこの補助金がなくなったため皆減となっております。

歳出について、保険給付費は、前年度と比較すると、医療費などの療養諸費で約1億5,100万円、高額療養費で約4,200万円の減となっており、全体では増減率マイナス3%、約1億9,200万円の減となっております。事業納付金については、県へ納める納付金ですが、約1億8,700万円の増となっております。諸支出金については、県への交付金の返還額が前年度に比べ約540万円の減となっており、全体で増減率マイナス24.5%、約830万円の減となっております。

議 長 令和4年度決算で目立った特徴とございますか特異的なものは、国庫支出金がゼロになったところでしょうか。

保険年金課長 令和4年度は、保険税を値上げしましたので、先ほども説明しましたが、決算額が増となっております。また、さきほど言われました国庫支出金は補助金自体が無くなったのでゼロということになります。

議 長 わかりました。
その他ご意見、ご質問ありましたら承りますがいかがでしょうか。

ご意見がないようですので、提案どおりでご承認いただける方は挙手

		をお願いします。
		(全員挙手)
議 長		ありがとうございます。 全員承認ということで、次の議題に移ります。
		続きまして、議題第5号令和4年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）決算報告について説明をお願いします。
事 務 局		議題第5号 令和4年度国民健康保険特別会計（直診勘定）決算報告について、説明する。
		まず初めに診療所別の診療状況ですが、市内に洞戸診療所、板取診療所、津保川診療所がございます。洞戸、板取はそれぞれ医科、歯科、津保川診療所は医科がございます。1日平均受診者数は、令和3年度と令和4年度と比べますと若干の減りがございます。これは人口減少によるものかと思われま。津保川診療所についてはマイナス5.9人ということで、これも亡くなられる方や、転出される方で少しずつですが地域の人口が減ってきていると思われま。
		続きまして、決算収支の状況ですが、歳入が3億7,822万2,769円、歳出が3億5,865万5,074円となりまして、差し引き1,956万7,695円となっております。令和3年度と比較しますと、増減率が歳入3.9%の増、歳出は5.2%の増となっております。
		歳入について、診療収入のその他診療収入としましては、諸検査の検査収入や保健事業の受託収入などになります。
		歳出について、総務費、医療費、公債費、予備費とありますが、総務費の施設管理費と医業費が主な予算となっております。
		令和3年度と比べますと、施設管理費が0.4%の増で、診療の効率化を図るための光ケーブルの設置工事代が主なものとなります。
議 長		ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はありませんか。
		診療状況は令和3年度に比べると減っていますが、何かされたのですか。
事 務 局		令和3年度については、コロナ禍ということで受診者が41.4人の状態で保たれていましたけど、令和3年度から令和4年度にかけて診療所で受診される患者さんが減ったというものもあります。あとは、人口

減少もあります。

議 長 コロナの関係で、みなさんが自粛されて健康が保たれてというのが若干あるのでしょうか。

事 務 局 コロナ禍で診療所へかかる患者さんが減った、自宅待機の患者さんが多かったというのと、津保川診療所は令和3年度はコロナワクチンの患者さんが多くて、それが落ち着いてきて少し減ったという現状です。

議 長 その他ご意見、ご質問はありませんか。

2 号 委 員 歳入の市債の額が令和4年度は急激に増えていますが、何か理由はありますか。

事 務 局 診療所の医療機器の整備事業の分で市債が増えておりまして、大きなものとしましては、板取診療所のレントゲンの機械を更新しましたので大きく変わっております。

議 長 板取診療所でレントゲンの機械を交換されたということですか。

事 務 局 はい、そうです。

議 長 他にご質問ございませんか。
では、ないようですので議題第5号についてご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員承認いただけたということで、次の議題に移ります。

続きまして、議題第6号国民健康保険税条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議題第6号国民健康保険税条例の一部改正について説明する。

1つ目は、国民健康保険税の限度額を引き上げる改正でございまして、後期高齢者支金等課税額を20万円から22万円に引き上げました。
2つ目は、国民健康保険税の軽減の判定に係る世帯所得金額の加算額を引き上げる改正になります。保険税では低所得者の軽減措置として

所得に応じて均等割、平等割を7割、5割、2割軽減する仕組みがありますが、このうち5割軽減と2割軽減について、世帯所得金額の加算額を5割は28万5,000円から29万円に、2割は52万円から53万5,000円に引き上げました。

3つ目は、特例対象被保険者等の申告時において提示する書類を、雇用保険受給資格者証に加え、雇用保険被保険受給資格通知も可とするよう取り扱いを改める改正になります。特例対象被保険者とは、倒産や解雇などで職を失った非自発的失業者のことで、申告により国民健康保険税の軽減が受けられるようになっております。マイナンバーカードを提示して失業認定を受けられるようになったことにより、その場合は受給資格者証が交付されず受給資格通知が交付されるため、取り扱いを改めるものになります。

4つ目は、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免についてです。これまで、令和2年度、令和3年度、令和4年度分について減免が行われてきましたが、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について5類感染症に位置づけられたことを踏まえ、令和4年度相当分の保険税までで国の財政支援が終了しました。しかし、令和4年度末に手続きをしたことにより納付期限が令和5年4月以降になるものもございますのでそちらについては財政支援の対象になることから、令和5年4月1日から同年12月31日までに納期限が設定されているものを対象とするよう改正したものでございます。

5つ目は、附則第2から4項、6から9項、12、13項について、引用している条項を改めるものです。

いずれも施行日は令和5年4月1日となります。

- | | |
|-------|---|
| 議 長 | 3つ目のところの特例対象というのは倒産ともう一つ何ですか。 |
| 事 務 局 | 自発的な退職ではなく、倒産や解雇などの自発的ではない失業の方のことを言います。 |
| 議 長 | その他ご意見ご質問はございませんか。 |
| | なければ次の議題に移ります。 |
| | 続きまして、議題第7号関市国民健康保険税条例施行規則の一部改正について説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | 議題第7号関市国民健康保険税条例施行規則の一部改正について、説明する。 |

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に
係る保険税の減免について、減免の対象となる保険税を納期限が令和
5年12月31日までのものと改正したことに伴い、申請期限を令和
5年12月31日に改正するものになります。
施行日は令和5年4月1日となります。

議 長 広報などで周知してみえますか。

事 務 局 ホームページで申請期限が延びたことをお知らせさせてもらっており
ます。

議 長 その他ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ないようですので、続いて議題第8号関市国民健康保険条例施
行規則の一部改正について説明をお願いします。

事 務 局 議題第8号関市国民健康保険条例施行規則の一部改正について説明す
る。

傷病手当の適用期限の延長についてです。

傷病手当は給与をもらっている被保険者が新型コロナウイルス感染症
になった場合などに給与の3分の2程度の手当が支給されるものにな
ります。3ヶ月ごとに国から通知があり、それを受けて改正しまし
たが令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に
位置づけられたことにより、適用期限を令和5年5月7日までに延長
したものになります。

ここでいう規則で定める日とは、傷病手当金の支給を始める日となり
ますが、支給を始める日は「労務に服することができなくなった日」
から起算して3日を経過した日以降の就労を予定していた初日となり
ますので、お手元の資料のような書きぶりになっております。

令和4年度の傷病手当の申請件数は54件ございました。

議 長 わかりやすくなったということですか。

事 務 局 仕事に行けなかった初日というのがその方の出勤体制などによって
異なっており、はっきりと5月7日と書くことができないので、この
ような書き方になっております。

議 長 | わかりました。
ただいまの議題第8号について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ないようでございますので、議題第8号についてこれで終わります。
それでは、以上をもってすべての議題が終了したことを報告し、進行を事務局にお返しします。

午後3時00分閉会